

パソコン実技第1問文字起こし

え～今日は、これから障害者権利条約の平行レポート作成の取り組みについて、お話をさせていただきます。

私は障害者団体で、DPI 障害者インターナショナル日本会議の、え～尾上と申します。よろしくお願ひします。

この平行レポートという言葉はですね、あまりなじみがない、とうふうに思うんですけども、この、実は今、日本の障害者団体、え～こぞってですね、この平行レポートづくりということに、え～全力を傾けて、こう力を入れて取り組んでいるところなんです。

え～、障害者権利条約。国連が作りました。その障害者権利条約は、え～2006年にできたんですけども、この日本政府もですね、2014年、2014年の1月20日に批准をしました。え～批准っていうのは、障害者権利条約に加盟をするということですね。その世界の国々に、この障害者権利条約の内容を日本政府はしっかり守っていきます、そういう約束をすることをまあ、批准といいますけれども、それからちょうど5年がたちました。

この障害者権利条約の批准はですね、この批准によって新しいスタートというふうにもなるんですね。どういうスタートかということ、その障害者権利条約が、え～言っていること、その各国の政府に求めていることを実、実現していく、実施をしていく。そういうプロセスのスタートになるということなんです。だから批准して終わりではなくて、え～批准をした後はですね、その、それぞれの国が、その障害者権利条約の内容をこういうふうの実施をしています。あるいは、まだまだこういう課題があります。そういった政府報告ですね。それぞれの国の報告を国連に出す義務があるんですね。で、日本は2014年に批准をした後、その2年後、2016年の6月に国連に、その政府報告というものを出しました。

で、その政府報告は今後どういうふうになっていくかということ、国連で審査されるんですね。国連の中に障害者権利委員会、障害者権利委員会というのが作られています。世界各国から選挙で選ばれた18名の障害のある人たちを中心にした委員。その障害者権利委員会で審査を受けるんですね。

で、ただじゃあその審査をするといってもですね、いろいろな国々の人たちから委員がなっています。じゃあ、え～っと例えば、その委員が日本の、こう日本の、こう細かな状況というか、具体的な状況をどこまで知っているかということ、なかなかやっぱりその国の人でないとはわからないことって、いっぱいありますよね。

じゃあどういうふう審査をしていくかということ、そのときに大切なのはですね、その国々に住んでおられる障害者からの情報なんです。この障害者権利条約の審査、定めた、まあ権利条約の中に、そういう、え～権利条約の審査の手続きを定めた条文があるんですけども、そういう中に例えばその～市民社会からいろんな情報を発信できる。障害者団体が参加できる、っていうようなことが書かれているんですけども。その1つに、え～平行レポートを提出することができる、ということなんです。

パラレルっていうのは何かというと、並行したという意味ですね。パラレルレポートというのは、政府報告と、もう一つ別の並行した報告っていう意味でパラレルレポートと言っているんですね。要は、政府から見た報告は、こういうふうな報告だけれども、でも、その国々に住んでいる障害者自身からすれば、こういう現実があるよ。こういう課題があるよ。だから権利条約を実現していくためには、もっともっとういった法律や制度や、あるいは予算。そういったものを充実してもらわないと困りますよ。そういったことを書き込んだこと、内容のものをパラレルレポートというんですね。で、こういったパラレルレポートを参考にして、その障害者権利委員会の委員の人たちは、それぞれの国の審査を進めていくわけです。